



本宮市では、若年のがん患者の方が、住み慣れた自宅などで安心して自分らしい生活を送ることができるよう、在宅療養に必要なサービス利用料の一部を助成します。

本宮市若年がん患者在宅療養支援事業のご案内

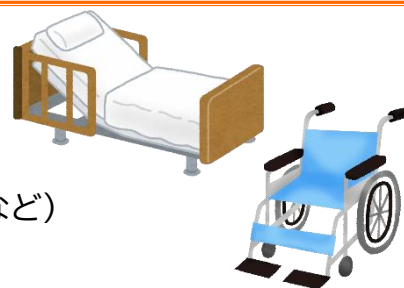
対象者

次の項目すべてに該当する方

- 本宮市に住所を有する18歳以上40歳未満の方
- 在宅生活を送る末期のがん患者で、在宅療養上の生活支援及び介護が必要な方
(医師から一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断された方)
- 他の事業において、同様のサービスの利用を受けることができない方

対象サービス

- ① 訪問介護（身体介護、生活援助など）
- ② 訪問入浴介護
- ③ 福祉用具貸与（車いす、特殊寝台など）・購入（腰掛便座など）
- ④ 居宅介護支援サービス（ケアプラン作成など）



助成金額

- 上記①～③の対象サービス利用料の9割相当額（生活保護受給者は10割）を助成します。
1か月あたりの助成上限額は150,000円です。
- 上記④については、定額15,000円/月を助成します。

※1か月あたりの助成上限額を超えてサービスを利用した場合は、超過分がすべて自己負担となりますのでご注意ください。

【申請・お問い合わせ先】

本宮市 保健福祉部 保健課 健康増進係 ☎0243-24-5112
〒969-1151 本宮市本宮字千代田 60 番地 1

◆事業の詳細や
必要書類の
ダウンロードは
市ホームページ
を参照ください。



利用の流れについては、裏面をご覧ください。

利用の流れ

① 利用申請

次の書類を本宮市保健福祉部保健課（えぼか内）に提出してください。（郵送可）

- （１）本宮市若年がん患者在宅療養支援事業利用申請書（第1号様式）
- （２）医師の意見書（第2号様式）

※意見書の作成料は利用者負担になります。



② 利用決定

市で申請内容を審査し、適当と認めた場合は、利用決定通知書を郵送します。

③ サービスの利用

サービス提供事業者と契約を結び、サービス利用を開始してください。

なお、利用決定された場合、利用申請日にさかのぼって助成対象になります。

※サービス利用料の支払いは、「受領委任払い」と「償還払い」を選択できます。

受領委任払い	サービス提供事業者に自己負担額(1割相当額)を支払っていただき、残りの額を本宮市からサービス提供事業者を支払う
償還払い	サービス提供事業者から請求された額をいったん全額支払っていただき、本宮市への請求後に、本宮市から利用者に助成金を支払う

④ 助成金の請求

次の書類を本宮市保健福祉部保健課（えぼか内）に提出してください。（郵送可）

- （１）本宮市若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付請求書兼実績報告書（第7号様式）
- （２）サービス利用料の領収書（事業所から発行）
- （３）サービス内容・利用回数・金額が記載された明細書（事業所から発行）

※サービス利用料を受領委任払いとする場合は、委任状(任意様式)を提出してください。

⑤ 助成金の支払い

請求内容を審査し、本宮市から指定の口座に助成金を支払います。